人づくり一本木基金　顕彰事業

２０１９年度　実施要領

１　目的

この要領は、公益財団法人北海道文化財団（以下「財団」という。）が、「長原　實・スチウレ･エング　人づくり基金」（愛称：人づくり一本木基金）に基づく、顕彰事業の実施に関する基本的事項を定めることにより、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

２　顕彰の対象

　　道内における工芸美術及びものづくり等の分野（別記）において、その活動の奨励と振興に資するため、道内に在住、又は道内を拠点として活動を行い、その向上発展に関し功績が顕著なものを対象とする。

３　顕彰の名称

　　顕彰の名称は「ものづくり一本木選奨」とする。

４　顕彰の区分及び件数等

顕彰の区分及び件数は、次に掲げるものとする。

（１）ものづくり一本木選奨「長原賞」　１件（賞金５０万円）

道内における工芸美術及びものづくり等の分野において、その向上発展に関し、その功績が特に顕著なもの。

（２）ものづくり一本木選奨「奨励賞」　２件（賞金１０万円）

道内のおける工芸美術及びものづくり等の分野において、その向上発展に関し、その功績が顕著であり、かつ、今後の活動が特に期待されるもの。

（３）この顕彰は、毎年度定例的に実施するものではなく、顕彰に相応しい対象者がいない場合には、当該年度の顕彰は行わない。

（４）選奨の受賞は１回限りとする。

　　　ただし、奨励賞の受賞者が次年度以降選奨を受賞することを妨げない。

５　推薦の方法

　　顕彰を受けるに相応しいと認めるもの（個人）を推薦しようとするものは、顕彰者推薦書（別記様式）を作成し、参考資料とともに、北海道文化財団理事長（以下｢理事長｣という。）に提出する。

　　なお、「人づくり一本木基金」運営委員会委員及び過去の顕彰者も推薦することができる。

６　顕彰者の選考、決定

顕彰者の選考については、理事長が運営委員会に付議し、運営委員会の意見を受けて理事長が決定する。

７　その他

　　この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別　記（工芸美術及びものづくり等の分野）

|  |
| --- |
| 事業の対象「工芸美術やものづくり等の分野」について |
|  分野及び例示○　道内における地域の産業・社会を支える、ものづくりや技能　　　例示：地域密着型の工芸、鋳造、デザイン、（北方型）建築　など○　道内における文化芸術活動を支える、ものづくりや技能　　　例示：楽器製作やメンテナンス、舞台美術や大・小道具製作、保存・修復の技能　など○　消費社会に溢れるものとは異なる、ものづくりや技能　　　例示：修理（リペア）技能、再加工技能、手づくりやハンドメイド技能　など○　各業種を支える、ものづくりや技能　　　例示：技能士資格のある職種（鋳造、家具製作、建具製作、陶磁器製造）　など |

□　顕彰者推薦書の提出期限

　　２０１９年１２月６日（金曜日）　※消印有効

□　提出先

　　公益財団法人北海道文化財団

〒060-0042　札幌市中央区大通西5丁目11　大五ビル　3F

人づくり一本木基金　顕彰事業　係　宛

□ 推薦に当たっての留意事項

（１）　提出書類は返却しません。

電子メールやファクシミリによる受付は行いません。

（２）　提出書類の内容確認のため、財団担当者から連絡することがありますので、必ず予備・複写を保管するようにしてください。

（３）　顕彰事業の内容については、財団ホームページなどにおいて公開します。

なお、個人情報については、財団情報公開要綱に基づいて適切に取扱います。

（別記様式）

「ものづくり一本木基金選奨」　顕彰者　推薦書

 　　　　年　　月　　日

公益財団法人北海道文化財団

 理事長　　磯　田　憲　一 様

 住　　所

（所属先等）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　 印

 （電話番号　　　―　　　―　　　　）

 顕彰事業の実施要領５に基づき、次のとおり推薦します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分※該当する区分に○印 | 選　奨「長原賞」 |
| 奨励賞 |

○被顕彰者として推薦する方について記載

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ 氏　　名 |  | 生年月日 |  　　 年　　月　　日　生 　（　　　歳） |
| 職　　業 |  | 活動年数 |  　年 | 性　別 | 男・女 |
| 住　　所 | （＊勤務先等）〒 （電話番号　　　－　　　－　　　） |
| （＊自宅）〒 （電話番号　　　－　　　－　　　） |
| 顕彰するに相応しいと認められる功績 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 顕彰するに相応しいと認められる功績（※続き） |  |
| その他の主な功績 |  |
| 経 歴 |  |

 ※　記載に当たって

１　「顕彰するに相応しいと認められる功績」の欄は、功績の事柄ごとに具体的に記載すること。

 ２　「その他の主な功績」の欄は、顕彰するに相応しいと認められる功績以外の事績について、箇条書きで記載すること。

 ３　「経歴」の欄は、最終学歴、職業及び賞罰等について、箇条書きで記載すること。

 ４　記入欄が不足する場合には、適宜別用紙に記入して添付すること。

ただし、別用紙を添付してこの推薦書を空欄とするのは避けること。別用紙の大きさは、日本工業規格A列４番縦型とすること。

　　５　適宜、被推薦者の活動などが分かる参考資料（報道記事、人物評、動画・静止画、著書、文献等）を添付すること。